

葉山町クリーンセンター再整備工事

募 集 要 項

令和3年6月

葉 山 町

1 応募者の備えるべき資格

(1) 応募者の構成等

応募者は次のアからカまでの条件を全て満たす者でなければならない。

ア 応募者は、単体又は特定建設共同企業体（乙型）とする。

イ 応募者の中から(3)エおよびオを満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

ウ 構成員の変更は認めない。但し、特段の事情があると本町が認めた場合は、この限りではない。

エ 構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

オ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。

カ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の制限

応募者は、アからスまでの条件を全て満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 葉山町指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。

ウ 法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税を滞納していないこと。

エ 応募資格審査書類提出期間の末日から起算して2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定（以下「更生開始決定」という。）を受けた者を除く。）でないこと。

オ 応募資格審査書類提出期間の末日から起算して6か月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者（更生開始決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令又は競売手続の開始決定がされている者でないこと。

キ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。（健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のない者を除く。）

ク 役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等(葉山町暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第4号に

掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。

ケ 暴力団(条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。)でないこと

コ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

サ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。

シ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

ス 本事業に係るクリーンセンター再整備工事支援業務委託(プロポーザル発注支援等)に関与している一般財団法人日本環境衛生センターに対して、応募者と直接的な雇用関係にある者が当該法人の役員を兼ねていないこと。

(3) 応募者の募集資格要件

代表企業は次のアからケまでの条件を全て満たす者でなければならない。ただし、イからケについては、応募者の構成企業のうち1者が満たしていればよい。

ア 令和3・令和4年度『かながわ電子入札共同システム』の「資格申請システム」で競争入札参加資格(工事関係)の申請を行い、葉山町の認定を受けていること。

イ 下記のいずれかを満たすこと。

① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築工事(建築一式工事)に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定点が910点以上であること。

② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する土木工事(土木一式工事)に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定点が900点以上であること。

③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定点が810点以上であること。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

エ 応募者は、本工事の設計・工事監理を担当する管理技術者として一級建築士の資格を有する者を配置できること。

オ 平成13年度から令和2年度の20年間に地方公共団体から発注された有機性廃棄物リサイクル推進施設、サテライトセンター又はストックヤードの建設実績(元請)を有すること。

カ 平成13年度から令和2年度の20年間に地方公共団体から発注された一般廃棄

物処理施設のうちごみ焼却施設又はし尿処理施設を、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき解体した実績（元請）を有すること。

キ 応募者は、一級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有する者として認定した者（一級建築士）を含む。）又は一級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、建設業法における監理技術者資格を有する者1名を本工事に専任で配置できること。但し、一級建築施工管理技士を専任で配置する場合は、土木工事の施工期間に一級土木施工管理技士を、一級土木施工管理技士を専任で配置する場合は、建築工事の施工期間に一級建築施工管理技士の技術者を、専任とは別に配置できること。

ク 上記エ及びキに掲げる者のほか、現場代理人等必要な人員を配置できること。

ケ 上記エ、キ及びクに掲げる者については、応募者と本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。（契約履行時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを新たに専任で配置することは可能とする。）

2 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業又は構成員が応募資格要件確認基準日から受託候補者の特定日までの間に上記（1）（2）又は（3）の資格要件を喪失した場合は、原則、以下の取扱いとする。

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合は、当該応募者を失格とする。

イ 構成員が資格要件を喪失した場合当該資格要件を喪失した構成員を除外しなければならない。この場合において、当該構成員が請負をする予定であった業務について新たに葉山町へ応募資格審査書類を提出し応募資格の確認を受けたときは、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。